

名古屋タクシー協会講習事務規程

制定 平成20年6月14日

改定 平成27年10月1日

改定 平成30年 4月1日

第1章 総 則

(準拠)

第1条 名古屋タクシー協会（以下「協会」という。）が行う、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「法」という。）第7条第1項第3号及び第18条の2に規定する講習の実施に関し、必要な事項を定める。

第2章 講習の実施方法に関する事項

(講習の実施日)

第2条 講習は、毎週1回実施し、原則として火曜日から金曜日までの4日間とする。

ただし、12月29日から1月3日までの間及びやむを得ない事情により講習事務を実施することが困難な日は実施しないことができるものとする。

2 講習の実施日が、国民の祝日及び国民の休日に該当するときは、当該週の講習の実施日は協会が決定する。

(講習の実施場所)

第3条 講習の実施場所は、次のとおりとする。

名 称 名古屋タクシー協会 講習センター

所在地 名古屋市昭和区滝子町30番16号

(愛知県自動車会館内)

(講習実施に関する公示)

第4条 協会は、講習を実施する日時、場所、講習受講料その他講習に必要な事項をインターネットその他の方法により公示する。

第3章 新規登録時講習

(受講対象者)

第5条 新規登録時講習（第7条第1項第3号に規定する講習をいう。）は、指定地域内において、新たにタクシー運転者の登録を受けようとする者を対象とする。

(講習カリキュラム)

第6条 協会が実施する講習のカリキュラムは、別表のとおりとする。

(修了基準)

第7条 講習の全日程の終了をもって、講習の修了とする。

(講習修了証)

第8条 講習を修了した者に対し、様式1による講習修了証を交付する。

2 UD研修を修了した者に対し、様式12による講習修了証を交付する。

第4章 受講命令講習

(受講対象者)

第9条 受講命令講習(第18条の2に規定する講習をいう。)は、中部運輸局長から同条規定に基づく講習の受講の命令を受けた者を対象とする。

(講習課目)

第10条 受講する講習科目は、中部運輸局長から命令を受けた課目とする。

(受講の方法)

第11条 新規登録時講習の該当する科目を受講する。ただし、効果測定は実施しない。

第5章 受講の申込み等

(受講の予約)

第12条 タクシー事業者は、事前に協会の窓口又は電話、FAX、ホームページ等にて予約を行うものとする。

(受講手続)

第13条 前条の講習受講者は、講習初日の講習開始前に、様式2による受講申込書を提出するものとする。

第6章 受講料

(受講料)

第14条 講習の受講料は、次の区分ごとに定める金額とする。

① 新規登録時講習 4科目 一括 1,500円
「地理」のみ 500円

② UD研修 3,500円

③ 受講命令講習 1,500円

ただし、協会の会員でないタクシー事業者に所属する講習受講者にあつては、次の区分ごとに定める金額とする。

① 新規登録時講習 4科目 一括 4,000円
「地理」のみ 1,000円

②	UD研修	10,000円
③	受講命令講習	4,000円

(受講料の納付等)

第15条 受講者は、前条に定める料金を現金をもって協会に納付するものとする。

- 2 前項の納付は、原則講習日初日に納付するものとする。
- 3 納付後の受講料は返還しないものとする。

附則

- 1 この規程は、平成20年6月16日から実施する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、既存運転者が改正法附則第10条に規定する期間内に登録申請を行う場合における新規登録時講習については、別途定めるカリキュラムにより実施することができるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成27年10月1日から実施する。

※1 第6条 別表

※2 第8条 様式1 講習修了証

※3 第13条 様式2 受講申込書

附則 (平成30年3月23日一部改定)

- 1 この規定は、平成30年4月1日から実施する。

※1 第8条2 様式12 UD研修修了者証明証